

平成28年第8回霧島市農業委員会定例総会

平成28年8月31日（水）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、
15番委員、 16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、
22番委員、 23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、
29番委員、 30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、
36番委員、 37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	内田大作
	振興グループ長	本村浩孝	主査	若林優
	主任主事	山下良太	主任主事	中吉哲平
	主任主事	江藤俊志	主任主事	有村大
	主任主事	岩元章宏	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主査	吉原康広
	主任主事	笠井亜由美		

議事日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について
- 8 「強制競売の買受適格証明願（転用目的）」について
- 9 「あっせん申出」について

「開 会 午後 2時00分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さん、こんにちは。本日の出席委員は37名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第8回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○議長（会長）

次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[8件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知報告7件、使用貸借権通知報告4件、農地法第3条解約の賃借権通知報告1件、計12件が提出されております。また、時効取得通知4件が提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が2件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。1番、20番委員。

○20番委員

1号1番を報告します。

申請地は健崎公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地、健崎前個***番地の北は田、南は河川、東は田、西は不耕作地であり、健崎前***番地の北は宅地、南は道路、東は河川、西は道路と宅地である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現況のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番を31番委員。

○31番委員

1号2番を報告します。

申請地は牧神公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は道路、東は山林、西は水路である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現況のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員からの意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転1件、利用権設定のうち賃借権設定35件、使用貸借権設定19件の計55件の農用地利用集積計画（案）について、市長よ

り意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定54件のうち37件は、再設定及び認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の17件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の1番を30番委員。

○30番委員

2号所有権移転の1番について報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき譲渡人と譲受人との間で申請地1筆***万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成28年7月19日に提出された。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて、所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。譲受人は認定農業者であり、現在212,707.48㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の国分地区**番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の80aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

利用権設定の1番から3番を23番委員。

○23番委員

2号利用権設定の1番から3番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、51,346㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、14番委員。

○14番委員

2号利用権設定の5番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、9,848㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。特記事項として、平成28年3月22日にあっせん借受申出があった分です。以上です。

○議長（会長）

12番及び13番、10番委員。

○10番委員

2号利用権設定の12番及び13番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、現在4, 155㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番を22番委員。

○22番委員

2号利用権設定の14番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在22, 063㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、10番委員。

○10番委員

2号利用権設定の17番を報告します。

借人は、現在5, 798㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番、9番委員

○9番委員

2号利用権設定の20番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在3, 777㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

○25番、20番委員。

○20番委員

2号利用権設定の25番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することがで

きると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

29番、12番委員。

○12番委員

2号利用権設定の29番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

33番、28番委員。

○28番委員

2号利用権設定の33番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在3,720㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

35番及び36番、14番委員。

○14番委員

2号利用権設定の35番及び36番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、1,581㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

37番及び45番、2番委員。

○2番委員

2号利用権設定の37番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,242㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することがで

きると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号利用権設定の45番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、16,925㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

46番、4番委員。

○4番委員

2号利用権設定の46番を報告します。

借人は、現在、369㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、承認することに決定いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転の14件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。では、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番及び2番を12番委員。

○12番委員。

3号1番及び2番は借人が同一のため、まとめて報告します。

申請地は霧島市水道部の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,621㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、19番委員。

○25番委員

3号3番を報告します。

申請地は黒石公民館の南東に位置しており、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は15,101㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、30番委員。

○30番委員

3号4番を報告します。

申請地は長野神社の西に位置しており、現況は田である。申請地には譲受人が平成37年6月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の

権利取得後の耕作予定面積は2, 537㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、27番委員。

○27番委員

3号5番を報告します。

申請地は溝辺中学校グラウンドの西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5, 515㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、13番委員。

○13番委員

3号6番を報告します。

申請地は瀬間利公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は15, 595㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、7番委員。

○7番委員

3号7番を報告します。

申請地は三縄地区自治公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は13, 080㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、26番委員。

○26番委員

3号8番を報告します。

申請地は石峯自治公民館の東に位置しており、現況は畑である。申請地には譲受人が平成34年8月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,293㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、22番委員。

○22番委員

3号9番を報告します。

申請地は佐々木小学校の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,168㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、12番委員。

○12番委員

3号10番を報告します。

申請地は野上自治公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,025㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を

生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番及び12番、22番委員。

○22番委員

3号11番及び12番は借人が同一のため、まとめて報告します。

申請地の小田***番地と小田***番地は小田東公民館の北に位置しており、現況は田である。また、申請地の小田***番地と小田***番地は隼人塚公民館の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,046㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

3号13番を報告します。

申請地は湯田公民館の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,592㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、14番委員。

○14番委員

3号14番を報告します。

申請地は平熊公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,216㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる

恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」の14件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更の農振除外の1件、用途変更の2件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の意見報告をお願いします。農振除外の1番を20番委員。

○20番委員

4号農振除外の1番を報告します。

申請地は有村公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は水路、東は水路、西は水路である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外するこ

とで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地であるが事業完了後8年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4号用途変更の1番、23番委員。

○23番委員

4号用途変更の1番を報告します。

申請地は平山地区公民館の西に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は畑、南は道路、東は畑、西は道路である。用途区分変更目的はロール置場にするものである。平成28年2月から利用してしまったという始末書が添付されている。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため特に問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

4号用途変更の2番、29番委員。

○29番委員

4号用途変更の2番を報告します。

申請地は下桑ノ丸公民館の東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路と水路、南は畑、東は水路、西は道路である。用途区分変更目的は農業用倉庫を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の1件及び用途変更の2件は、許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の1件及び用途変更の2件は、許可という意見を市長に答申することに決定します。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請5件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番、34番委員。

○34番委員

5号1番について報告します。

申請地は国分中央公園の東に位置し、現況は田である。農地区分は、水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路等の沿道区域内であって、容易にこれらの施設を便益の享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に霧島市役所、国分生協病院が存する農地、3種農地の都市的環境整備農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,188㎡であり、車43台分に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は水路、南は宅地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、29番委員。

○29番委員

5号2番について報告します。

申請地は溝辺小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農家住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は585㎡であり、農家住宅はおおむね1,000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は畑、北は道路であ

る。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、13番委員。

○13番委員

5号3番について報告します。

申請地は竹山公民館の北東に位置し、現況は山林である。なお、昭和50年頃に水害により耕作できなくなり、山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は1,962㎡であり、昭和50年頃に杉200本植林済みである。申請地の東は川、西は川、南は道路、北は川である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、20番委員。

○16番委員

5号4番について報告します。

申請地は茶屋公民館の北西に位置し、現況は畜舎、倉庫である。なお、平成3年10月頃に畜舎等にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため、不要である。法定小作人なし。転用目的は畜舎を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は3,904㎡であり、畜舎等に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑と宅地、西は畑、南は畑、北は宅地と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、2番委員。

○2番委員

5号5番について報告します。

申請地は新川公園の南に位置し、現況は通路である。なお、昭和53年6月頃に造成し、通路にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため、不要である。法定小作人なし。転用目的は通路を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は61㎡であり、通路として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は5条申請地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防

除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するという事に決定します。つきましては、9月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請30件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番を12番委員。

○12番委員

6号1番について報告します。

申請地は春山緑地公園の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、1種農地の農業用施設等及び都市住民の農業の体験その他都市等との地域間交流を図るために設置される施設のため地域間交流施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明

も添付されている。法定小作人なし。転用目的は物産館、レストラン、宿泊施設、ワイン工場及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は9,928㎡であり、物産館、レストラン、宿泊施設、ワイン工場及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は道路と畑、北は道路と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、19番委員。

○19番委員

6号2番について報告します。

申請地は黒石公民館の南に位置し、現況は原野である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,801㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、34番委員。

○34番委員

6号3番について報告します。

申請地は国分幼稚園の北に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は652㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番から6番、12番委員。

○12番委員

6号4番について報告します。

申請地はイオン隼人国分店の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用

用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は682㎡であり、共同住宅1棟及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号5番について報告します。

申請地は京セラホテルの西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,424㎡であり、駐車場を建設、利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は道路、北は道路と水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号6番について報告します。

申請地は府中公民館の北西に位置し、現況は荒地である。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は工場敷地を拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は26㎡であり、また、隣接地の宅地、2,044㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,070㎡である。工場敷地として、利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、6番委員。

○6番委員

6号7番について報告します。

申請地は新清水団地の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲1区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は580㎡であり、宅地分譲1区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとる

ため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、23番委員。

○23番委員

6号8番について報告します。

申請地は国分北小学校の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金、融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅7棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,272㎡であり、建売住宅7棟と通路を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は雑種地と田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、12番委員。

○12番委員。

6号9番について報告します。

申請地は新町公民館の北東に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は251㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地と田、南は不耕作、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、6番委員。

○6番委員

6号10番について報告します。

申請地は姫城公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。

計画面積は595㎡であり、店舗として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、23番委員。

○23番委員

6号11番について報告します。

申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は194㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、30番委員。

○30番委員

6号12番について報告します。

申請地は上小川小学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、水道管、下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道区域内であって、容易にこれらの施設を便益の享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に上小川小学校、清水整形外科病院が存在する農地、3種農地の都市的環境整備農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は普通車13台分の駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は784㎡であり、普通車13台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は道路と水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、23番委員。

○23番委員

6号13番について報告します。

申請地は国分南小学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る

土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は626㎡であり、建売住宅2棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は田、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番及び15番、29番委員。

○29番委員

6号14番について報告します。

申請地は三縄地区自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は454㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地と畑、西は畑、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号15番について報告します。

申請地は論地自治公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は311㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は水路、南は水路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、26番委員。

○26番委員

6号16番について報告します。

申請地は石峯自治公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画

面積は444㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、20番委員。

○20番委員

6号17番について報告します。

申請地は下深川集落センターの南に位置し、現況は牛舎、倉庫等である。なお、平成3年頃、牛舎等にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのために不要である。法定小作人なし。転用目的は牛舎等を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は2,314㎡であり、牛舎、倉庫等に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番及び19番、2番委員。

○2番委員

6号18番について報告します。

申請地は隼人中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は171㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号19番について報告します。

申請地は新川公園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は415㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地と通路、南は畑と宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番、12番委員。

○12番委員

6号20番について報告します。

申請地は霧島市水道部の東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅7棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,998㎡であり、建売住宅7棟を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

6号21番について報告します。

申請地は西瓜川原公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,121㎡であり、共同住宅1棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地と田、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、7番委員。

○7番委員

6号22番について報告します。

申請地は湯田公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は410㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用は

やむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

23番、29番委員。

○29番委員

6号23番を報告します。

申請地は橋ノ口公民館の南西に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は事務所、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は4,581㎡であり、事務所、駐車場として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番から27番、7番委員。

○7番委員

6号24番について報告します。

申請地は平熊公民館の南西に位置し、現況は墓地である。なお、昭和初期頃、共同墓地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要である。法定小作人なし。転用目的は共同墓地を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は136㎡であり、共同墓地に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号25番について報告します。

申請地は平熊公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は倉庫、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は356㎡であり、倉庫、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は田、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号26番について報告します。

申請地は平熊公民館の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、昭和30年頃、源泉地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地の

その他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は源泉地を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は71㎡であり、源泉地として利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号27番について報告します。

申請地は小鹿野農村公園の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は77.2㎡であり、資材置場及び通路として利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

28番、14番委員。

○14番委員

6号28番について報告します。

申請地は三田坪公園の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は41.9㎡であり、宅地分譲1区画を造成するには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

29番、4番委員。

○4番委員

6号29番について報告します。

申請地は宮内地区公民館の北東に位置し、現況は田及び畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び車庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は62.8㎡であり、一般住宅はおおむね50.0㎡であるが、超過面積の理由書が添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地と畑、南は宅地、北は道路である。隣

接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

30番、23番委員。

○23番委員

6号30番について報告します。

申請地は福山病院の北西に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は424㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

事務局に質問ですが、6号24番の現況は雑種地で許可後は地目は墓地になると思うのですが、非課税地なら譲渡人の4条申請でも良かったのではないですか。譲受人の名前になったまま、共同墓地ということですか。

○事務局（中吉主任主事）

譲渡人から譲受人への5条申請ではありますが、譲受人が共同墓地の代表者ということで、代表者に名義を移してから墓地管理組合等の地縁団体に登記を変更していくと伺っております。

○議長（会長）

許可書があれば地目及び所有権は変わりますか。

○事務局（中吉主任主事）

地目及び所有権も譲受人に変更できます。また、現段階では、共同墓地組合が地縁団体の法人格を持っていないと思われます。今から整備をしていき法人格になれば、共同墓地組合での登記が出来ると思われれます。

○議長（会長）

分かりました。

他に質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては9月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について

○議長（会長）

次に議案第7号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」についてを議題とします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売等の買受適格証明願3件が提出されましたので審議を求めます。なお、落札後、本申請の「農地法第3条許可申請」があった場合、会長の判断で処理しうるか否かについても同時に審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の報告を求めます。1番から3番、22番委員。

○22番委員

7号1番を報告します。

申請地は川内地区コミュニティセンターの南東に位置しており、現況は不耕作地である。受人は、規模拡大という申請理由であり、耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われる。

7号2番を報告します。

申請地は川内地区コミュニティセンターの南東に位置しており、現況は不耕作地である。受人は、規

模拡大という申請理由であり、耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われる。

7号3番を報告します。

申請地は川内地区コミュニティセンターの南東に位置しており、現況は不耕作地である。受人は、規模拡大という申請理由であり、耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の報告が終わりました。質疑・討論はありませんか。36番委員。

○36番委員

所有権移転の1番について、面積の212,707.48㎡の小数点以下の.48というのはどういうことですか。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（山下主任主事）

只今、受人の農家台帳を確認致しましたところ、1筆4.48㎡という農地があります。その農地が含まれているものです。

○議長（会長）

他に質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案7号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）について」は、3件とも買受適格者であるとの意見ですが、これについて、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。次に、本申請があった場合、会長の判断で処理しうるか否かについて、審議いたします。いかが取り計らいましょうか。

○ [「会長一任」との声あり]

○議長（会長）

会長一任とのことをございますので、それでは、会長判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案7号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）について」は、買受適格証明を発行することとし、また、本申請があった場合は、会長の判断で処理することに決定いたしました。

△ 議案第8号 「強制競売の買受適格証明願（転用目的）」について

○議長（会長）

次に、議案第8号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）について」を議題とします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売等の買受適格証明願1件が提出されましたので審議を求めます。なお、落札後、本申請の「農地法第5条許可申請」があった場合、会長の判断で処理しうるか否かについても同時に審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。1番、23番委員。

○23番委員

8号1番を報告します。

申請地は内場集落センターの北西に位置しており、現況は雑種地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は倉庫、牛の運動場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。全体計画面積は2,453㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は山林、北は宅地である。隣接地農地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われ、買受適格者であると思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案8号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）について」は、買受適格者であるとの意見ですが、これについて、承認することに賛成の方の挙手

を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

多数賛成であります。次に、本申請があった場合、会長の判断で処理しうるか否かについて審議いたします。いかが取り計らいましょうか。

○ [「会長一任」との声あり]

○議長（会長）

会長一任とのことですので、それでは、会長判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案8号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）について」は、買受適格証明を発行することとし、また、本申請があった場合は、会長の判断で処理することに決定いたしました。

△ 議案第9号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に、議案第9号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申し出が、売渡希望1件、借受希望2件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。売渡希望の1番を30番委員。

○30番委員

売渡希望の1番を報告します。

あっせん申出あった下井***番地、下井***番地は国分南中学校の北に位置しており、用水路、排水路が整い整備された農振農用地であります。耕作しやすい田でありますので、あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

借受希望の1番、13番委員。

○13番委員

借受希望1番を報告します。

申請者は認定農家であり、今年法人化しました。溝辺町の有川原に3町歩を希望ということで、現在、

有川原に貸し出す土地はないと説明したところ、返却されたら貸してほしいということだったのであつせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

借受希望の2番、25番委員。

○25番委員

借受希望2番を報告します。

申請者は、畜産の方で一生懸命頑張っておられるのであつせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案9号「あつせん申出について」の売渡希望1件、借受希望2件につきましては、あつせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第9号「あつせん申出について」の売渡希望1件、借受希望2件につきましては、あつせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あつせん委員を指名いたします。売渡希望の1番を30番委員と16番委員に、借受希望の1番を13番委員と27番委員に、借受希望の2番を25番委員と11番委員に。以上のおりあつせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあつせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成28年第8回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで平成28年第8回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午後 3時45分」

番

番

番
